

広島県告示第四百四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

令和八年四月十三日

広島県知事 横 田 美 香

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
五四	江田島市江田島町字ヲトシ一四六一番一の一部、一四六一番二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号